

No.	条例・規則	条	項	号	意見の内容	市の考え方	素案への反映状況
1	条例	1			第1条3行目にLGBT理解増進法第5条に基づきとあり、第5条は「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ…」とあります。花巻市の実情（当事者からの相談や要望、市で確認している当事者数）とそれを踏まえた国との連携状況をお教えてください。また、LGBT理解増進法第8条に政府が同法基本計画を策定することになっており、基本計画は公表されておりません。政府の基本計画が無いまま条例制定することで、基本計画策定後に条例修正等の変更があった場合、条例を利用した当事者へ不利益を与えるのではないかと。	岩手県環境生活部若者女性協働推進室が令和3年2月に発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によりますと、日本においては人口の3～10%がLGBTであるという調査結果が出ておりますことから、本市においても一定数、LGBTの方々はいらっしゃるかと認識しております。また、令和4年6月議会では、当事者のご家族から相談を受けた議員から一般質問をいただいておりますこと、その際にパートナーシップ制度の導入の考えを問われておりますことから、市内にもこの制度の導入を望む当事者の方々がいらっしゃるものと認識しております。 国においては現時点で基本計画が策定されておらず、また、法令にもパートナーシップ制度に関する規定はないことから、同性間の法律婚が認められていない現状においては自治体においてパートナーシップ制度を導入し、カップルの関係性を認めることが重要であると考えております。 パートナーシップ制度は、法律に基づくものではなく、提供できるサービスも市の権限でできるものに限られますことから、国の基本計画が策定された場合にも当事者の方々へ不利益が生じることはないと考えております。	修正なし

2	条例	2	1	3	性的マイノリティの定義 国のLGBTQ理解増進法では性的マイノリティについて定義されていない。 本案では、「ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者・・・」としているが、本案にLGBTQやSOGIの説明がなく、制限された字数により定義するのは難しいのではないかと。マイノリティは少数派になるため、花巻市第3次男女共同参画基本計画の用語解説を参照し次のように定義されてはいかがでしょうか。 性的指向やジェンダーアイデンティティが「多数派」とされている性のあり方にあてはまらない者をいう (参照：LGBTQ報道のガイドライン第2版 LGBT法連合会2022年4月)	第3次花巻市男女共同参画基本計画については、第2次計画を踏襲し、現在の社会情勢に合わせて見直しを行ったものになります。 計画は策定時の社会情勢を踏まえ作られるものであり、性的少数者の方々の呼称はLGBTだけでなくQや+（プラス）を含める場合もあり、今後、情勢の変化によっても変化していくものと捉えております。このことから、本条例ではより明確な事実として「ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者」と定義することといたしました。	修正なし
3	条例	2	1	5	ファミリーシップは子（養子を含む）・親（養親を含む）とされているが、「きょうだい」は対象にならないのか？ 数は少ないかもしれないが、希望するきょうだいにも開かれた条例であってほしい。	「きょうだい」については、婚姻の場合でも夫婦の戸籍には記載されません。パートナーシップ及びファミリーシップについては宣誓によって戸籍の記載事項が変わるものではありませんが、法律による婚姻ができない方々を対象と考えたものであることから、婚姻の場合と同様に、「きょうだい」はファミリーシップの対象として含めないことと考えました。	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則(素案)について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

4	条例	3	1		窓口を設けるとありますが、具体的な場所はどこになりますか。専従の職員は何名配置するのですか。教えてください。	本制度に関することや多様な性に関する相談については、地域づくり課が窓口となって受け付けることとなります。県内の他自治体では、当市と同様に男女共同参画担当部署が窓口となっている自治体や企画担当部署、生涯学習担当部署が窓口となっているところもあります。これらの自治体では専門の相談職員を置く予定はないと伺っております。当市でも同様と考えておりますが、男女共同参画担当係の職員が、必要に応じて関係機関と連携を取りながら相談に対応していきます。	修正なし 専門の相談職員を置く予定はありませんが、男女共同参画担当職員が、必要に応じて関係機関と連携を取りながら相談に対応していきます。
5	条例	4 5			第4条に施策の実施は男女共同参画基本計画に基づき実施するとされている。その基本計画の基本目標1では、情報提供や意識づくりに努めるとされている。 本条例の制度を利用しようとする方々は、学校、就労(職場)、行政手続き、医療を受ける場合の困難が大きいと伺っております。 第5条では、制度を利用する方々の生活が向上するよう、民間のサービスが広がることを希望し、情報発信・啓発に努めるという努力にとどまらず、「情報発信や啓発を行うものとする」とし、着実に実施されるよう望みます。	当市の条例は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行後に制定するものになります。同法第5条には地方公共団体に役割が規定されており、当市の条例第3条から第5条の内容は法第5条の役割について規定したものになります。法律においては「努めるものとする。」と記載されていることから、条例においても同様の記載としておりますが、セミナーの開催や広報等で本制度についての情報発信を行うことにより多様な性への理解促進に努めてまいりたいと考えております。	修正なし セミナーの開催や広報等で本制度についての情報発信を行うことにより多様な性への理解促進に努めてまいりたいと考えております。

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

6	条例	7	1		パートナーシップの解消後、他の人とパートナーシップ宣誓を行うまでの間に期間を設けたりすることはないのか？婚姻の場合と同様、複数回パートナーシップ宣誓を行う人が出てくる可能性も示唆されるが、そこについては特に規程は設けないのか？	本制度は、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが、人生のパートナーであることの宣誓をしたことを、市が認めるものでありますが、宣誓によってお二人の戸籍が変わることはなく、戸籍上は未婚となることから、再婚禁止期間に準ずる期間は不要であると考えています。 なお、法律婚の場合、婚姻中に妊娠した子について嫡出推定をするために、再婚禁止期間が設けられておりましたが、令和6年4月1日よりこの規定は廃止されております。 また、複数回パートナーシップの宣誓を行うことにつきましては、同時に別の方とのパートナーシップを結ぶことはできないこととしておりますが、既に結んでいるパートナーシップを解消した上で別の方とパートナーシップを結ぶことは制限しておりません。法律婚と同様の権利が得られる制度ではないことから、宣誓を解消した上で別の方と再度宣誓することについては規制する必要はないものと考えております。	修正なし
7	条例	9	1		パートナーシップ、ファミリーシップに婚姻や家族関係に準ずる権利を認めるとすれば、その解消が一方の意思のみで可能なのはなぜか？離婚の場合と違い法的に争うといった状況にはならないのかもしれないが、一方的なパートナーシップの解消に伴う調停のような事が発生してくる	本制度は、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが、人生のパートナーであることの宣誓をしたことを、市が認めるものであり、その宣誓をしたお二人のうち、一方が関係を続けられないと考えるなら、その関係性は継続されていないもの	修正なし パートナーシップに関する相談窓口については、地域づくり課となりますので、必要に応じて裁判所を含めた関係機関との連携を取りながら対応してまいります。

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

					可能性が示唆されるため、一方のみの意思での解消が可能である理由を知りたいし、また調停のようなものが申し立てられた場合、どこが窓口となって対応するのか。	と考えられます。 パートナーシップの解消につきましては、両者の意思が必要とした場合、パートナー間でDVが起きてしまった際にも、パートナーシップを解消できなくなってしまうおそれがあります。DV が起きてしまった場合、被害側はパートナーとの関係を解消したいと考えると想定されますが、加害側は自分が DV をしていることを認めず、パートナーシップの解消も認めない可能性があると考えられます。 こうした問題を防ぐためにも、一方の意思による解消を認めることとしております。 本制度に関することや多様な性に関する相談については、地域づくり課が窓口となって受け付けることとなりますので、必要に応じて裁判所を含めた関係機関との連携を取りながら対応してまいります。	
8	条例 規則	附則 附則	職員の理解に関する研修等の実施について 本条例が制定され施行されるにあたり、性的マイノリティの方々や事実婚の方々が安心して利用できるよう、関連する行政手続きを行う場合に、職員の理解や意識が低いことにより窓口において二次被害が起こらないようにしてもらいたい。 本条例及び規則は手続き上の規定のため、職員研修には触れられていない。 届け出を担当する男女共同参画担当課のみな	ご指摘のとおり、当事者の方々が安心して制度を利用するためには、市役所窓口で意図せずアウティングされるなどの問題が発生しないよう、制度の運用開始前に職員に対する研修等を行う必要があると考えております。アウティングは重大な人権侵害に当たり、命に関わることもあり得ます。そのような事態が発生しないよう、宣誓したお二人にお渡しする受領証カードなどにはアウティングも含めたプライバシー保護についての注意事項を記載し、カード等	条例附則 1（施行期日）及び規則附則の修正 庁内への周知期間を確保し、十分に周知を行った上での運用開始となるよう、施行時期を見直しいたします。 また、周知期間には、庁内への周知と併せて、市内事業者や市民の皆様へも制度についての周知を行います。		

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

					らず、各種届出や申請等の手続きが円滑に行えるよう全職員の理解を深める研修等を実施してもらいたい。	の提示を受けた事業者等が確認できるようにいたします。 このようなことを踏まえ、施行時期について、当初は制定と同時と想定しておりましたが、庁内への周知期間を確保し、十分に周知を行った上での運用開始となるよう、施行時期を見直しいたします。 また、周知期間には、庁内への周知と併せて、市内事業者や市民の皆様へも制度についての周知を行ってまいりたいと考えております。 なお、具体的な周知の方法として現在想定しておりますのは、制度に関するガイドブックの作成のほか、市民及び市内事業所を対象としたセミナーの開催を予定しております。また、市職員への周知は施行日までの周知期間の間に職員研修を実施したいと考えております。	
9					花巻市民の大多数は LGBT への理解が進んでいないと感じております。市民への周知がされずに条例が制定され、LGBT の方々が花巻市に転入した場合、理解していない市民へ不安が広がり新たな問題を生む恐れがあると考えます。一方で条例があり理解が進んでいると期待して移住してきた当事者の方々にも失望を与え、不要に傷つけてしまうのではないかと。 今後の花巻市民への周知方法について検討されているか。		
10	規則	3	1	4	これからの社会を見据えた上で、このような制度が制定され着実に進められることは良いことと感じます。 一方で、制度として進めていく上で気になる点が幾つかございましたので、御検討いただければと思います。 パートナーシップ宣誓、ファミリーシップ宣誓について、必要な書類として「その他市長が必要と認める書類」とあるが、具体的に求める可能性	宣誓に必要な書類は、規則第3条第1項第1号から第3号に規定している書類、規則第3条第5項各号に規定している本人確認書類が原則となります。 本制度は、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが、人生のパートナーであることの宣誓をしたことを、市が認めるものとなりますが、当事者の方々の関係性は現在想定しているものが全てではなく、宣誓をするカップルによって様々な	修正なし

					のある書類として挙げられるものはどういったものになるのか？婚姻の届出の場合であれば、全国共通で求められる書類が定められており、ネットなどの媒体でも調べることが可能だが、特に条例のように個別に定める制度においては、より具体的な求めを記載すべきではないか？	事情があると考えられます。場合によっては宣誓の要件の確認等のために、通常求める書類とは別な書類が必要となる可能性もあり、そうした場合でも柔軟に対応できるよう「その他市長が必要と認める書類」と規定をしております。	
11	規則	3	1		施行規則案第3条で定めている必要な書類について ①届け出の予約について すでに制度を導入している他の自治体の制度を参照すると、事前に届け出の予定日を予約することが明記されている。市が提供した参考資料によれば予約を行い、書類を準備し届け出とされているが、規則に定めたほうが明確になる。規則に明記しない場合は、利用の手引きのような参考資料を作成してもらいたい。 ②届け出に必要な書類について 市内に本籍や住所を有する者は、その証明する書類を添付せずに届け出ができるよう関係課と協議されたい。 本籍や住所の確認のための同意を得ることにより、異性との婚姻届けのように市内に本籍や住所がある場合は確認書類に金銭的負担がないよう配慮してもらいたい。 ①の届け出予約により事務準備期間があるほ	届出の予約につきまして、規則第15条に「この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。」と規定していることから、ガイドブックを作成し、手続きの流れをお示しすることといたします。 届出に必要な書類については、宣誓の要件確認のために提出を求めているものであります。本制度につきましては、法令で規定された手続きではないことから、要件確認のために住民基本台帳等を閲覧する権限はありません。このため、宣誓者の方々に書類をご用意いただく必要があるものになります。 制度の運用をしていく中で、関係課との連携が必要な案件が発生した場合には、宣誓者の了解をいただいた上で、連携を取りながら対応してまいります。	修正なし 制度の運用をしていく中で、関係課との連携が必要な案件が発生した場合には、宣誓者の了解をいただいた上で、連携して対応いたします。

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
パブリックコメントによる意見と市の考え方

					うがスムーズに受理証明等の発行がしやすいのであれば、予約時に聴き取りを行い関係課と連携し円滑に手続きできるよう配慮してもらいたい。		
12	規則	3	4		宣誓にあたっては、当事者（当人同士）のみの記載で良いのか？いわゆる保証人（立会人）といった方の署名などは求めないのか？	本制度は法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが、人生のパートナーであることの宣誓をしたことを、市が認める制度となります。規則第3条第4項において、宣誓は職員の面前で宣誓書に署名することにより行うことと規定しており、市職員が立会人となることとなります。 当事者の方々に対する周囲の理解が十分ではない状況であることから、宣誓に当たって保証人の署名を求めることにより、当事者の方々が宣誓することをためらう要因になってしまったり、保証人をお願いした方が意図せずアウトティングをしてしまう可能性も考えられます。このことから、保証人の署名は求めず、市職員が立ち会うこととして考えております。	修正なし
13					私ども「女性センターを実現する会」はジェンダー平等社会の実現を願って活動しています。 まず初めに 2024 年度花巻市がパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入及びその条例化に取り組んでいることに敬意を表します。 性的マイノリティの方々の中には婚姻を望み、日常生活を共にしたいと強く願っていても、世間一般からは受け入れてもらえない、あるいは奇異	市では、本年3月に策定した「第3次花巻市男女共同参画基本計画」において、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会を目指し、基本目標の1つに一人ひとりを尊重し合う意識づくりを掲げ、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を市民及び事業所等へ行い、理解促進に努めるとともに、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入について検討を進めていくこ	修正なし 制度の内容の周知については、制度の概要をまとめたガイドブックや、市民及び民間事業所向けのチラシなどを作成し、市ホームページへの掲載、公共施設や市内各学校に加え、市内事業所へ配布をするなど、多くの市民の皆様に早急に制度の周知が図られるよう検討いたします。

				の目で見られる、差別や不当な扱いを受けているなど、日常生活においても職場においても人権侵害にあっている方々がいらっしゃることは広く知られるようになってきました。この制度だけでそういう問題をすべて解決できるとは思われませんが、少なくともこの制度の導入によって、性の多様性への認知度が上がり、これまで存在すら認めてもらえなかった、あるいは公的機関からの恩恵を全く受けられなかった方々の生きづらさが少しでも軽減する方向に向かうのではないかと期待しています ただこの制度が私たちの日常に根付き、この制度を利用したい方々のために真に生きた力として機能するためには、私たち花巻市民一人ひとりがこの制度の意義と必要性を正しく理解する必要があります。そのために市は市民が十分理解できるよう、この制度の導入及び条例化の意義は何か、条例化することによって市民に何を望むのか等具体的にわかりやすくきめ細かな説明を提示し、この制度を必要としている方々がためらうことなく宣誓できる環境、そして市民がそれを当然のこととして受け入れられる環境を早急に整備するよう提言いたします。 自分で選んだり決定したりできないもの、例えば性別によって、自分自身の存在さえ否定せざるをえなかったり、望む生き方ができなかったり、偏見や差別など不当な扱いを受けたり等は決して	ととしています。 市が導入しようとするパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度は、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップル及びそのカップルの子や親とが家族として協力し合うファミリーシップの関係性を市が認めるものであり、当事者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するためにこの制度を導入することは重要であり、大変意義のあることと捉えております。 ご指摘をいただいたとおり、制度を実施するに当たっては、市民の皆様へ十分な説明と周知が必要であることから、条例素案を作成するに当たっては、男女共同参画審議会での審議や当事者を支援する団体からのご意見を踏まえて作成しました。また、地域自治推進委員会並びに地域協議会での説明、広く市民の皆様からご意見をいただけるパブリックコメントなどの市民参画により市民の皆様からご意見を伺い、さらに議会での議論もいただいた上で条例により制度を導入したいと考えたものです。 制度の内容の周知については、制度の概要をまとめたガイドブックや、市民及び民間事業所向けのチラシなどを作成し、市ホームページへの掲載、公共施設や市内各学校に加え、市内事業所へ配布をするなど、多くの市民の皆様に早急に制度の周知が図られるよう検討いたしま	
--	--	--	--	---	---	--

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
パブリックコメントによる意見と市の考え方

				てあってはならないことだと認識しています。誰もが自分が自分であることを当たり前のこととして受け入れ、家族であっても、他人であっても、お互いのあり方、生き方を尊重できる日常にしたいと心から願っております。その一つの有効な手段として、この制度の一日も早い導入及び条例化を強く願っております。ぜひ更なるご尽力をお願いいたします。	す。 併せて制度の理解促進については、市としてこれまでも取り組んできた、市民や市内事業所へ向けたセミナーの開催、広報はなまきやFMラジオでのPR、県男女共同参画センターが行う市内小中学校並びに高等学校での出前講座の開催支援を実施するとともに、市職員へ理解促進研修を継続して実施してまいります。	
14				長く困難な状況にある性的マイノリティの方々や事実婚の方々にとって、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を制定することにより、生活上の困難や生きづらさが少しでも解消されることを切に希望しております。条例として制定することは、当事者の方々にとって後ろ盾となる根拠ができるものであり、ご準備をされてきたご担当の方々のご努力に深く敬意を表したいと思えます。	市としても、制度を導入することにより、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルを感じる生きづらさを少しでも解消することができればと考えております。セミナーなどによる市民の皆様への周知も引き続き行い、多様な性に関する理解促進に努めてまいります。	修正なし
15				花巻市男女共同参画推進条例に基づき策定される、男女共同参画基本計画に基づき施策を実施し、その施策に関し男女共同参画審議会に意見を求めることに関しては、今後の推進に有効と捉えます。 審議会に意見を求めることは、施策の実施や推進状況、課題などが明確になり、年次報告として公表されます。これにより困難を抱える方々のアクセスが可能となり、実施状況等が明確になるので大変良いと捉えます。	男女共同参画審議会からの意見も伺いながら、多様な性に関する理解促進に努めてまいります。	修正なし

16				本条例及び規則の施行による行政サービスについて 参考資料に記載された行政サービスは他市を参照したものとされている。 本市においても、各種証明書の交付申請や市営住宅の入居申請など、可能な限り現行の婚姻制度に沿ったサービスを受けられるよう関係課と連携し検討してもらいたい。 特に、住所を同じくする場合、住民票記載に関しパートナーであること、家族関係であることの表記が差別的にならないよう配慮してもらいたい。あわせて健康保険証の性別表記、選挙時の投票入場券の性別表記などに関しても検討してもらいたい。 また、大規模な災害が起こった場合の避難所の名簿管理や安否確認、義援金等の給付申請などに関しても平時から検討し、災害時に速やかに対応できるよう検討してもらいたい。 このことは、災害支援のため職員派遣した場合も、職員の理解・知識として必要となるため、条例案のその他の意見に記載したように、随時、職員研修を実施してもらいたい。 本制度により、誰にとっても暮らしやすい市となることを切に願っております。	パートナーシップ制度の導入によって市が当事者の方々に提供することを考えている行政サービスは、法律に基づく効力はなく、市として決定できる範囲のものに限られますが、庁内各課と協議をし、提供できるサービスの掘り起こしに努めます。 災害時の対応につきましては、ご指摘のとおり平時からの検討が必要であると認識しております。市としては、宣誓をしているパートナーであるかに関わらず、災害時に誰もが同様の対応を受けられるよう、職員に向けた多様な性に対する研修を実施してまいります。	修正なし 庁内各課と協議をし、提供できるサービスの掘り起こしに努めます。 また、職員に向けた多様な性に対する研修を実施してまいります。
----	--	--	--	--	--	--

17				この花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度は根本的に様々な問題を抱えています。 このサイトですべてわかります。 パートナーシップ制度 https://kenpokaisei.jimdofree.com/ 規範力の復元/パートナーシップ制度/ このように様々な問題があります。 婚姻制度とも齟齬が生じて、婚姻制度の政策的意味もなくなってしまいます。 ファミリーシップについても、民法で定めるもので花巻市が独自に制度にしてはいけないものです。 裁判所の判決についての分析ページでも問題点を書いてあります。 同性婚訴訟 名古屋地裁判決の分析 https://kenpokaisei.jimdofree.com/ 規範力の復元/同性婚訴訟-名古屋地裁判決の分析/ このような問題がある以上、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度も導入してはいけません。	この制度については、さまざまなご意見があることは承知しているところであり、そうしたことから市民参画を行って、市民の皆様から御意見を伺ったところでもあります。 現在、同性間の婚姻は法律で認められておらず、性的少数者への差別や偏見についても解消されたとは言えない状況が続いています。 制度を導入することにより、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが感じる生きづらさを少しでも解消することができればと考えております。この制度の導入によって、市が当事者の方々に提供することを考えている行政サービスは、法律に基づく効力はなく、市として決定できる範囲のものに限られ、その内容は他者に影響を与えるものではありません。また、市民参画や議会において当該制度の導入に係る議論を通して、市民の皆様に多様な性への理解を広げてまいりたいと考えております。 このようにパブリックコメントなどの市民参画によりいただいたご意見を検討した上で条例案を作成し、最終的には議会においてご判断いただきたいと考えております。	修正なし
----	--	--	--	---	---	------

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

18					市民感情とかけ離れており全く必要性を感じない。色々な形の婚姻といっても、それを公的に市役所が認めるのはおかしい。なぜ市民意識調査のようなアンケートを実施しなかったのか理由を明示してほしい。	この制度については、さまざまなご意見があることは承知しているところであり、そうしたことから市民参画を行って、市民の皆様から御意見を伺ったところであります。 現在、同性間の婚姻は法律で認められておらず、性的少数者への差別や偏見についても解消されたとは言えない状況が続いています。	修正なし
19					一般市民に対するパートナーシップ条例の告知が不足している。このような花巻の将来に影響する重大な事柄を男女共同参画審議会の議論のみで条例化を主導しているように感じる。この制度導入の検討段階で市民各層の意識や意向を把握するためのアンケート調査や、パブリックコメントの実施前に市民の理解を深める説明会の開催をなぜ行わないのか？市民参画の担当主管課として適切な対応とは到底思えない。	制度を導入することにより、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが感じる生きづらさを少しでも解消することができればと考えております。この制度の導入によって、市が当事者の方々に提供することを考えている行政サービスは、法律に基づく効力はなく、市として決定できる範囲のものに限られ、その内容は他者に影響を与えるものではありません。また、市民参画や議会において当該制度の導入に係る議論を通して、市民の皆様に多様な性への理解を広げてまいりたいと考えております。 このようにパブリックコメントなどの市民参画によりいただいたご意見を検討した上で条例案を作成し、最終的には議会においてご判断いただきたいと考えております。 なお、市民参画の方法の一つであるアンケートを実施しなかったことについてですが、アンケートについては、一定の市民を抽出して意識の傾向を把握するには有効な手段と認識して	

						おりますが、全市民を対象にご意見をいただくには、パブリックコメントの方が適していると考えたものです。
20					市としてこのような事を一部の内輪で取り決めるのではなく、市民に広く呼びかけていくべきではないか。花巻市における当事者数の把握はどのように行われたのか。現時点の最新データの当事者数は何人か？	岩手県環境生活部若者女性協働推進室が令和3年2月に発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によりますと、日本においては人口の3～10%がLGBTであるという調査結果が出ておりますことから、当市においても一定数、LGBTの方々はいらっしゃると認識しております。また、当市がパートナーシップ制度の導入の検討を始めるに当たっては、令和4年6月議会において、当事者のご家族から相談を受けた議員から一般質問をいただいております、その際にパートナーシップ制度の導入の考えを問われておりますことから、実数の把握はしていないものの、花巻市内にもこの制度の導入を望む当事者の方々がいらっしゃるものと認識しております。
21					花巻市におけるLGBTの割合の調査方法と調査結果、調査結果の分析の内容を教えてください。	制度の利用を希望する方の多寡に関わらず、パートナーであることを認めてもらいたいという方がいた場合に宣誓をすることができるよう、制度の導入を進めようとするものであります。また、制度を導入することにより、性的少数者の方々に対する理解の促進につなげることも大きな目的の1つとしております。
22					この制度を必要としている人は市民の何%くらいいるのですか？利用する人の数が少ないと見込まれる制度をわざわざ作る必要があるのでしょうか。このような制度が、本当に必要なのか疑問に思います。	本制度の導入に当たっては、パブリックコメントのほか、花巻市男女共同参画審議会での審

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

					議や地域自治推進委員会・地域協議会からご意見をいただいております。 なお、当市においては、条例による制度の導入を考えており、最終的には、市民の代表である議員で構成される議会において制度導入についてご判断いただくこととなります。	
23				県内他市町の制度利用者数の実態把握の状況を教えてください	県内自治体に制度の利用状況を確認したところ、令和6年6月20日時点で、制度を導入している10自治体合計で18件の宣誓があったことを確認しておりますほか、宣誓には至っていないものの相談を受けたり、宣誓の受付予定がある自治体もあると伺っております。	修正なし
24				海外では、リベラルな価値観に反する言動をした人物を社会的に抹殺するキャンセルカルチャーが吹き荒れている。性的指向、性自認を理由とする差別を禁じた法律が左翼活動家によってキャンセルカルチャーの武器として利用されている。花巻でもそうした条例が成立すれば、異なる見解を持つ個人や事業者を狙いうちにしたバッシングが頻発する事は充分考えられるのではないか。	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の基本理念には性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであると規定されております。制度を導入することにより、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが感じる生きづらさを少しでも解消することができればと考えておりますが、異性愛及び多数者を否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすものではありません。	修正なし
25				性的指向は主観的なものであり、変化することが科学的に確認されている。時間とともに変化する可能性のあるアイデンティティーを、どうして条例や規則に成文化することができるのか。人権		

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
パブリックコメントによる意見と市の考え方

				擁護や差別撤廃を訴える事は賞賛に値する目標だが、パートナーシップ条例の制定で、同性愛を擁護する社会風土が形成されれば、同性愛思考が強化され、同性婚に対して反対或いは慎重な立場での発言が同調圧力等により制限されることになりかねない。何事も、科学的、客観的な事実に基づいて判断、決定すべきである。		
26				同性愛者同士は、恋愛の対象が同性であると言うだけで、恋愛の実態は異性愛者と同じであるということは誤解である。個人差はあるが、同性愛者は複数のパートナーを持つことが多く、純粋な恋愛によるつながりよりは、互いに性的快感でつながり、集団で性行為を行うなど、性行動が乱雑な傾向が強い。	この制度については、さまざまなご意見があることは承知しているところであり、そうしたことから市民参画を行って、市民の皆様から御意見を伺ったところであります。パブリックコメントなどの市民参画によりいただいたご意見を検討した上で条例案を作成し、議会での議論もいただいて条例を制定してまいりたいと考えております。	修正なし 制度の導入によって誤った知識や認識が広がることがないよう、広く市民の皆様周知してまいります。
27				パートナーシップ制度の導入により間違った認識に基づいて、幼稚園や小学校で同性愛の性行為を自然なものと教えたり、同性カップルによる子育てを容認する事は避けなければならない。これらは明らかに家族を解体させ、性規範を崩壊させることになる。この誤った道を追認する愚を犯してはならない。	制度を導入することにより、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが抱える生きづらさを少しでも解消することができればと考えております。この制度の導入によって、市が当事者の方々に提供することを考えている行政サービスは、法律に基づく効力はなく、市として決定できる範囲のものに限られ、その内容は他者に影響を与えるものではありません。また、市民参画や議会において当該制度の導入に係る議論を通して、	

28				同性愛文化が広がる事は、公衆衛生の観点からも望ましくない。驚くべきは、男性と性的関係を持つ男性が、生涯のうちにエイズに感染する確率の高さだ。男性同性愛者のエイズ感染が圧倒的に多い理由は大きく二つある。一つは男性同士の性交渉、特に肛門成功が最もリスクの高い性交渉の種類だ。もう一つは、男性同性愛者は性的関係を持つパートナーが多いことだ。	市民の皆様に多様な性への理解を広げてまいりたいと考えております。 公衆衛生や性感染症については、本制度とは別の問題であると考えております。制度の導入によって誤った知識や認識が広がることのないよう、広く市民の皆様に周知してまいります。 なお、法律に関しては国の所管するところであり、現在、裁判でも争われていることから、回答は差し控えます。	
29				性感染症はエイズだけではない。エイズを始めとする感染症を減らすには、感染リスクの高い性交渉を避けることが何より求められる。だが、同性愛者に対する差別禁止を理由に同性愛文化を積極的に肯定する事は、こうした危険な性交渉を間接的に助長し、感染症を拡大させる恐れがある。		
30				新型コロナウイルス禍が多く国民の命を奪い、社会経済活動に大打撃を与えたことを受け、国民や市民を疾病から守ることが国家や地方自治体の最重要責務の1つであることが浮き彫りになった。LGBT問題を考えるには、人権や多様性だけでなく、公衆衛生の視点も必要ははずだが、議論にはこの側面が完全に抜け落ちている。		

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
パブリックコメントによる意見と市の考え方

31					家族のあり方や婚姻をめぐる制度は国民の合意が欠かせず、地方から動かすような問題ではない。性的少数者の差別解消や権利擁護は必要だが、社会の理解を欠いたまま拙速に進めれば、かえって分断を招き、差別解消にも繋がらない。仮に同性婚を法制化したいのならば、正面からの憲法２４条の改正を主張すべき。		
32					我が国の法律は同性婚を認めていない。憲法は婚姻を「両性の合意のみによって成立」と規定する（二十四条一項）。「両性」を当事者と解釈する向きもあるが、文理解釈としては当然、男女を指す。憲法は同性婚を許容していない。民法も「婚姻は『子供を産み育てる』ためのものだ」という観念」を前提としている。男女の婚姻に「相当する関係」と捉える同性パートナーシップ制の導入は、この婚姻の特殊性を軽視し相対化し、婚姻制度の形骸化と混乱を招く。同性パートナーシップ制は不要だ。		
33					一般の家庭は男性と女性によるカップルだから子どもの成長に比較とバランスが取れ、子供の心の成長過程に貴重な体験となります。同性・異性を問わないことは子どもに対する配慮が欠けているのではないのでしょうか。	男女間の夫婦であったとしても、例えばDVやネグレクトが行われることがあるなど、子どもにとって悪影響を与える環境になる可能性はあり得るものと考えます。同性のカップルであることが必ずしも子どもに悪影響を与えるものではないと考えますが、周囲の方々から親が同性であることを理由に差別的な扱いを受	修正なし 周囲の方々から親が同性であることを理由に差別的な扱いを受けることがないよう、引き続き多様な性への理解促進に努めてまいります。

34					近年のパートナーシップ制度の導入を求める動きの背景に、家族は単なる個人の集合体であるという考え方がある。家族とは子供を中心とした確固たる団体であり、単なる個人の集合体では子供たちは健全に育たない。婚姻は男女が子供を産み育てる環境を整えるための法的保護を与えるための制度であり、子供を心身ともに健全に育成する環境を整えるという子供中心の視点で考えなければならない。	けることがないよう、市としては、引き続き多様な性への理解促進に努めてまいります。 現在は、家族の形態も変化し、そのあり方も多様なものとなってきていると認識しております。この制度の導入に当たり、人間の生命、人類の生存について生命倫理の観点からの検討はしていませんが、本制度とは別の問題であると考えております。	
35					家族の意味を考えるにあたっては、まず子供のためにどういった形が望ましいのかを考えるべきであり、パートナーシップ制度の導入にあたっては、子供にどのような影響与えることになるのかを考える視点が重要だ。家族の一体感が薄れてしまう事は、子供たちの生育に様々な悪影響を及ぼす可能性がある。		
36					家族は単なる個人の集合体という個人主義の感覚は、家族のあり方を根底から崩壊させる危険性があり、パートナーシップ制度の導入は子供への様々な悪影響を及ぼす可能性があるため、慎重に考えなければならない問題だ。人間の生命、人類の生存について生命倫理的な観点も加えて総合的に検討は行われたのか？		

37					パートナーシップ制度を実施する場合の問題点や課題は無いのでしょうか、教えてください。 パートナーシップ制度導入に当たっての課題としてはさまざまな手続きなどの際に性的少数者であることを意図せずアウティングされることです。性的少数者の方々に対する周囲の理解は十分であるとは言えない状況であり、性的少数者であることをアウティングされてしまうと、地域で生活していくことが難しくなってしまう可能性もあります。 制度についての周知が十分でなければ、意図せずアウティングされてしまう可能性もあることから、制度を導入するに当たっては、条例の制定から施行までに周知期間を設け、庁内や民間事業者、市民の皆様に向けてしっかりと周知をしたいと考えております。	修正なし
38					条例制定の経緯がよくわからないので丁寧に説明して欲しい。パートナーシップ制度を作ることによってデメリットはないのか？今の段階ではまったく必要性を感じられないので賛成することは出来ない。 パートナーシップ制度については、令和4年6月議会において、性的少数者のご家族から相談を受けた議員から一般質問を受けております。また、令和5年3月及び令和6年3月の市長施政方針においても条例で制定することを検討すると表明しているほか、男女共同参画審議会からもご意見をいただきながら、検討を進めてまいりました。 制度を導入することにより、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルや、いわゆる事実婚のカップルが感じる生きづらさを少しでも解消することができればと考えておりますが、他者の生活や権利を脅かすものではなく、制度	修正なし

						を導入することによるデメリットは想定していないところであり、視察に伺った先例他市からもデメリットについては、特段認識していないとのお話を伺っております。	
39					パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について、花巻市民からの要望や陳情が市当局に多数寄せられたのでしょうか？教えてください。	当市においては、制度の導入について当事者の方々から市への直接の要望はありませんが、令和4年6月議会では、当事者のご家族から相談を受けた議員から一般質問をいただいておりますこと、その際にパートナーシップ制度の導入の考えを問われておりますことから、市内にもこの制度の導入を望む当事者の方々がいらっしゃるものと認識しております。	修正なし
40					市議会への請願や陳情、市政懇談会での発言、市長への手紙など広聴チャンネルを通じて条例制定を求める市民要望はどの程度あったのか件数を知りたい。	また、その後も、令和5年3月議会、令和6年3月議会においても議員からパートナーシップ制度の導入を進める予定はないのかといった旨の一般質問をいただいております。	
41					パートナーシップ条例が本当に必要なのか。地域社会の基盤を覆しかねない制度だ。どれくらいの数の市民がこの制度の実現を要望しているのか。同性婚をめぐる問題は家族観と密接に関わってくる。婚姻制度は、男女の夫婦が子供を産み育てながら共同生活を送る関係に法的保護を与えることが目的だ。同性婚が「社会的が変わってしまう課題」である以上、多様性の尊重という言葉に流され、安易に判断することは許されない。	現在は、家族の形態も変化し、そのあり方も多様なものとなってきていると認識しております。市としては、制度の導入を通じて、市民の皆様に性的少数者が身近にもいるということをご理解いただき、それをきっかけに社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待しております。また、同性婚が法律で認められていない現状において、当事者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するためにこの制度を導入することは重要であり、大変意義のあることと捉えております。	

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

						本制度は、法律に基づくものではないことから、当事者の方に提供できるサービスについても市の権限により決定できるものに限定され、当事者以外の方の生活や権利を脅かすものではありませんが、これまでの考え方を変えるものであるため、その導入に当たっての最終判断は、議会で議論をいただきたいと考えております。	
42					パートナーシップ制度の導入にあたり、行政コストはどのくらいかかるのでしょうか。教えてください。	制度を導入することによる行政コストについて、明確な試算は行っておりません。当市のパートナーシップ制度により提供できる行政サービスについては、現在既に行っている行政サービスの対象として含めることを考えており、新たなサービスを始めるものではないことから、大幅なコスト増となることはない想定しております。	修正なし
43					受領証は当初いったい何枚作成する予定ですか。その需要予測の根拠となるデータは何ですか。教えてください。	受領証については、宣誓を受け付けた都度、市が直営で作成することを想定しております。需要予測に関するデータは持っていませんが、県内他市町の実績から見ても、一度に多数の宣誓が来ることは想定しておりません。	修正なし
44					この制度によって何が良くなるのか?市として何がしたいのか、目指すところがよくわからない。	市としては、同性婚が法律で認められていない現状において、当事者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するためにこの制度を導入することは重要であり、大変意義のあることと捉えております。また、制度の導入を通じて、市民の皆様に性的少数者が身近にもいるとい	修正なし

						うことをご理解いただき、それをきっかけに社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待しております。	
45					市民の暮らしに重大な影響を及ぼすことが想定され、市民意見が二分されることが想定される重要な条例案は住民投票で市民の意向を直接問うべきだ。パートナーシップ条例案の前段階で常設の住民投票条例は整備されているのか。その場合の担当部署はどこになるのか？	住民投票については、花巻市まちづくり基本条例第 24 条に規定されており、当該条例の所管は地域づくり課となります。 市ホームページに掲載しているまちづくり基本条例の解説文では、住民投票制度の具体的な仕組みについては別に条例等に定めることとしておりますが、現時点で住民投票条例は制定しておりません。 なお、住民投票を実施した場合、その結果がそのまま本市の意思決定となるものではないということについてもこの解説文には記述されています。 本制度の導入に当たっては、パブリックコメントを実施することにより、全市民を対象に意見をお伺いしたところであり、いただいたご意見を検討した上で条例案を作成し、最終的には議会においてご判断いただきたいと考えております。	修正なし
46					法律や条例の必要性や正当性を根拠付けるデータなどを「立法事実」という。合理性のある立法事実は立法法務の重要なポイントだ。パートナーシップ条例の目的と手段を基礎付けるデータや市民の意向などの社会的な事実、いわゆる立	岩手県環境生活部若者女性協働推進室が令和 3 年 2 月に発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によりますと、日本においては人口の 3～10%が LGBT であるという調査結果が出ております。また、同	修正なし

					法事実について説明してほしい。 性婚が法律により認められていないことは憲法違反であると訴える当事者の方々により、全国５つの地方裁判所で６件の訴訟が行われております。 市民の方々のご意向につきまして、令和４年６月議会では、当事者のご家族から相談を受けた議員から一般質問をいただいております。また、その後も、令和５年３月議会、令和６年３月議会においても議員からパートナーシップ制度の導入を進める予定はないかといった旨の一般質問をいただいております。また、男女共同参画審議会においても、本制度についてのご意見を伺っておりますが、いずれも制度の導入に反対する意見はありません。 この制度については、様々なご意見があることは承知しているところであり、市民参画によりいただいたご意見を検討した上で条例案を作成し、最終的には議会においてご判断いただきたいと考えております。	
47					市民意見が大きく二分されているとの認識で新花巻図書館整備建設予定地の意見集約に向けて、膨大な市費を投じて精緻な議論を長期間にわたり丁寧進めているが、それに較べてこのパートナーシップ条例の策定は本年９月定例議会での可決を既成事実としており、あまりにも拙速すぎて大きな違和感を覚える。 令和４年６月議会の一般質問において制度の導入の考えを問われた際に、市長から検討する旨の答弁をしており、その後、男女共同参画審議会でご意見をいただくなど検討を行ってまいりました。また、令和５年３月及び令和６年３月の市長施政方針においても条例で制定することを検討すると表明しているほか、同じ議会での一般質問でも条例によりパートナー	修正なし

						シップを導入することについて検討していることを答弁しており、そうした経緯を踏まえて検討を進めてきたものです。	
48					議会での議決を必要とする条例案だが、住民の代表機関である市議会で審議を行う際は、安易に委員会付託を省略せず特別委員会を設置し、公聴会の開催や参考人制度の活用を図るなど十分に市民に開かれた形での議論を深めてもらいたい。	議会に提案された議案について、委員会に付託して審査する、あるいは委員会付託を省略し、本会議での審議とすること、参考人を招請することなどについては、議会が判断することでありますことから、この点についての回答は差し控えます。	修正なし
49					同性カップルをめぐり自治体の首をひねる対応が相次いでいるが、パートナーシップ宣誓制度で、健康保険の扶養家族や遺族年金の支給対象として認められるのか。同性パートナーの続柄は、花巻市の場合どのような表現で住民票に記載されるのか。刑法で擬装結婚は公正証書不実記載と規定され処罰対象だがパートナーシップ宣誓制度ではどのような対応となるのか。人の内心は分からない。申告により性を決める性自認は極めて危うい結果をもたらすおそれがある。市民や行政の混乱を招くのではないか。	本制度は、法律に基づくものではないことから、パートナーの扶養に入ったり、相続を受けるなど、法律によって仕組みが決まっているサービスは受けることができません。この制度の導入によって、市が当事者の方々に提供することを考えている行政サービスは、法律に基づく効力はなく、市として決定できる範囲のものに限られ、その内容は他者に影響を与えるものではありません。 住民票の記載の仕方については、現在検討しているところですが、あくまでも当事者の希望により変更するものでありますので、宣誓をした全ての方の住民票の記載が変わるものではありません。 なお、本制度を利用するに当たり、虚偽の申請があった場合などにおいては、条例第 12 条の規定により、宣誓を無効とすることになります。	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則(素案)について

パブリックコメントによる意見と市の考え方

50					難解な条例案にも関わらず、パブリックコメントで市民の理解を支援するコンメンタール(逐条解説)やFAQ(よくある質問)等をなぜ用意しないのか解せない。	パブリックコメントの実施に当たり、逐条解説やよくある質問の資料は添付しておりませんが、制度の考え方をご紹介する資料を提示しております。 制度の運用が開始される際には、広く制度をお知らせするために、ガイドブックを作成する予定としております。	修正なし 制度の運用が開始される際には、広く制度をお知らせするために、ガイドブックを作成する予定としております。
51					パートナーシップ制が導入された150の自治体のうち、50の自治体では申請する同性カップルが0か1組しかいない。これらの自治体にも同性カップルは存在するはずだが、申請者が極めて少ないのは、パートナーシップ制度の効果が極めて限定的で、当事者にも歓迎されていない事情を物語っている。パートナーシップ制度の法的効力も限られており、この制度での救済は極めて限定的にならざるを得ない。ある自治体では認められても、別の自治体では認められない。同性婚が国の法律レベルで認められないことから来る限界もある。同性カップルを救済したいのであれば、導入すべきはパートナーシップ制ではない。	岩手県環境生活部若者女性協働推進室が令和3年2月に発行した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」によりますと、日本においては、人口の3～10%がLGBTであるという調査結果が出ており、当市も含め全国の自治体に当事者の方々は存在するものと考えられます。ご指摘のとおり制度の利用がない自治体もあることは認識しておりますが、制度の導入を通じて、市民の皆様に性的少数者が身近にもいるということをご理解いただき、それをきっかけに社会全体に多様な性に対する理解が進むことを期待しております。また、年齢要件等により、現在は宣誓をすることができない方が、将来的に宣誓をするという可能性も考えられることから、他自治体で宣誓がないことを理由に、当市でも導入しないということにはならないと考えます。	修正なし

52				同性カップルの困難に、パートナーの死亡に際して遺産相続の権利がないということもある。男女の婚姻であれば法的に守られるが、同性カップルにはそれらの権利はない。しかし、これらの困難を解決する制度がある。公証役場で「共同生活に関する合意契約公正証書」を作れば、パートナーの遺棄から保護される。「死因贈与契約公正証書」を作れば、パートナーの死に際して死因贈与を受けることが可能だ。公正証書は法的な効力を持って、同性カップルの関係を保護してくれる。自治体がなすことがあるとすれば、公正証書の活用 of 奨励と発行への助成だ。同性パートナーシップ制度の導入は必要ない。	相続の場合はご意見の方法で可能と考えますが、単に財産の相続だけでなく、自分たちの関係を認めてほしいという願いには応えられるものではないと考えます。法律上の権利として得られるものはないとしても、この制度の導入はそうした意味において意義のあることと考えております。	修正なし
53				何故この様な制度・条例を作らなければならないのかと思いました。 普通に異性が結婚届けを出すのと同じに、同性の結婚も認めれば良いだけではないかと思いました。 まだまだ私自身勉強不足なのかな？と思いました。	現時点では同性間の婚姻は法律で認められておりません。法律により同性間の婚姻が認められるようになれば、パートナーシップ制度は不要になるものと考えられますが、同性間の法律婚が認められていない現状において、当事者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するために、パートナーシップ制度の導入を進めたいと考えております。	修正なし
54				同性婚を認める国の法制化が進めば、一番よいことで、自治体の努力で当然の権利を守る当事者にとってより複雑になっているような気がするし、一般にはわかりづらい。	現時点では同性間の婚姻は法律で認められておりません。法律により同性間の婚姻が認められるようになれば、パートナーシップ制度は不要になるものと考えられますが、同性間の法	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
パブリックコメントによる意見と市の考え方

					国によっては、当事者が子どもを望む場合、それぞれの遺伝子を残せるしくみまで保障され夫婦、親子として幸せな家庭生活、人生を送れるところもある。単に子どもができないなどネガティブな捉え方にならないように少子化にも貢献できる方向でのしくみができるとうい世界平和のために！！	律婚が認められていない現状において、当事者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するために、パートナーシップ制度の導入を進めたいと考えております。 少子化にも貢献できる仕組みについては、一自治体で取り組むことは難しい問題であると思われませんが、国等においてそうした動きがある場合には、市としても検討してまいりたいと考えております。	
--	--	--	--	--	--	---	--

※意見の内容につきましては、いただいたご意見を原文のまま記載しております。